

市民外交センターブックレット3

アイヌ民族の視点からみた 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」 の解説と利用法



人権理事会で最初の報告を行うジェームズ＝アナヤ・先住民族に関する特別報告者（2008年9月：ジュネーブ）

2008年10月

上村英明（市民外交センター）

はじめに

本ブックレットは、2007年9月13日に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」（以下、権利宣言）をアイヌ民族の視点からわかりやすく解説し、その利用法を例示したものです。

市民外交センターでは、本権利宣言の起草段階から、これに参加し、作業の詳細を紹介してきました。（市民外交センター編『先住民族の権利と国連の人権活動』1990年8月、市民外交センター、を参照。）この経緯から、1994年に同僚である手島武雅氏が訳した権利宣言草案を土台に、2008年7月には採択された権利宣言の翻訳を行いました。（ホーム・ページ参照。）

一方、2008年7月5日～6日には、札幌市で歴史的な「アイヌ民族サミット」が開かれ、その会場で、権利宣言を具体的にどう使えるのか示した解説書が必要との声が高まりました。本ブックレットは、それに応え、同じ同僚である相内俊一氏が2004年に行った解説（先住民族権利宣言研究グループ編『一目でわかる先住民族の権利宣言』2004年2月、ウハノッカの会）を参考にしながら、権利宣言の条文をわかりやすく解説し、利用法に関しては、僕自身の限られた経験の中から可能性を記したものです。アイヌ民族の中で、本ブックレットを「たたき台」とし、その可能性がさらに発展することを祈っています。

尚、解説の原典としては、権利宣言の市民外交センター訳を利用しました。翻訳作業に関わられた関係者および本ブックレットにコメントを頂いた木村真希子さんに感謝したいと思います。

上村英明（市民外交センター代表）

2008年9月13日

先住民族権利宣言の採択1周年にジュネーブにて

[目次]

はじめに..... 1 頁

前文
第 1 段落～第 24 段落..... 6 頁～ 10 頁

本文

[一般原則]

第 1 条【集団および個人としての人権の享有】.....11 頁
第 2 条【平等の原則、差別からの自由】.....11 頁
第 3 条【自己決定権】.....12 頁
第 4 条【自治の権利】.....13 頁
第 5 条【国政への参加、独自の制度の権利】.....14 頁
第 6 条【国籍に対する権利】.....15 頁

[生存・一体性・安全に対する権利]

第 7 条【生命、身体の自由と安全】.....16 頁
第 8 条【同化を強制されない権利】.....16 頁
第 9 条【共同体に属する権利】.....17 頁
第 10 条【強制移住の禁止】.....18 頁

[文化的・宗教的・言語的アイデンティティに対する権利]

第 11 条【文化的伝統と慣習の権利】.....19 頁
第 12 条【宗教的伝統と慣習の権利、遺骨の返還】.....20 頁
第 13 条【歴史、言語、口承伝統などの権利】.....21 頁

[教育・情報・労働上の権利]

第 14 条【教育の権利】.....23 頁
第 15 条【教育、公共情報に対する権利、偏見と差別の除去】.....23 頁
第 16 条【メディアに関する権利】.....24 頁
第 17 条【労働権の平等と子どもの労働への特別措置】.....25 頁

[参加・発展・経済的および社会的権利]

第 18 条【意思決定への参加と制度の維持】.....26 頁
第 19 条【影響する立法・行政制度に対する合意】.....26 頁

第 20 条【民族としての生存および発展の権利】.....27 頁
第 21 条【経済的・社会的条件の改善と特別措置】.....27 頁
第 22 条【高齢者、女性、青年、子ども、障がいのある人々などへの特別措置】
.....28 頁
第 23 条【発展の権利の行使】.....29 頁
第 24 条【伝統医療と保健の権利】.....29 頁

[土地・領域・資源に関する権利]

第 25 条【土地や領域、資源との精神的つながり】.....30 頁
第 26 条【土地や領域、資源に対する権利】.....30 頁
第 27 条【土地や領域、資源に関する権利の承認】.....31 頁
第 28 条【土地や領域、資源の回復と補償を受ける権利】.....31 頁
第 29 条【環境に対する権利】.....32 頁
第 30 条【軍事活動の禁止】.....33 頁
第 31 条【遺産に対する知的財産権】.....34 頁
第 32 条【土地や領域、資源に関する発展の権利と開発プロジェクトへの事前合意】
.....34 頁

[自己決定権の行使]

第 33 条【アイデンティティと構成員決定の権利】.....36 頁
第 34 条【慣習と制度を発展させ、維持する権利】.....36 頁
第 35 条【共同体に関する個人の責任】.....36 頁
第 36 条【国境を越える権利】.....37 頁
第 37 条【条約や協定の遵守と尊重】.....37 頁

[実施と責任]

第 38 条【国家の履行義務と法整備】.....39 頁
第 39 条【財政的・技術的援助】.....39 頁
第 40 条【権利侵害に対する救済】.....39 頁
第 41 条【国際機関の財政的・技術的援助】.....40 頁
第 42 条【宣言の実効性のフォローアップ】.....40 頁

[国際法上の性格]

第 43 条【最低基準の原則】.....42 頁
第 44 条【男女平等】.....42 頁
第 45 条【既存または将来の権利の留保】.....42 頁
第 46 条【主権国家の領土保全と政治的統一、国際人権の尊重】.....43 頁

先住民族の権利に関する国際連合宣言^{注1} (仮訳)

国連総会第61会期 2007年9月13日採択

(国連文書 A/RES/61/295 付属文書)

宣言の意味 本権利宣言は、「前文」と「本文」に大きく分けられます。「前文」は、具体的な条文ではありませんが、宣言が採択されるに至った背景や思想、宣言を貫く精神などが書かれていて、各条文の解釈を行う場合に重要な部分です。(1997年のアイヌ文化振興法には前文がほとんど書かれていないことを思い出すと、対照的です。)

注1 原語の "Indigenous Peoples" は、国連憲章、市民的及び政治的権利に関する国際規約および経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の共通第1条において自己決定権を有する人民の意で使用されている。「先住人民」と訳すことも可能です。

前文

【前文第1段落】

総会は、国際連合憲章の目的および原則、ならびに憲章に従い国家が負っている義務の履行における信義誠実に導かれ、

宣言の意味 権利宣言が、「国際連合憲章」に沿ったものであることが確認されています。

【前文第2段落】

すべての民族が異なることへの権利、自らを異なると考える権利、および異なる者として尊重される権利を有することを承認するとともに、先住民族が他のすべての民族と平等であることを確認し、

宣言の意味 すべての個人が平等であるという人権の原則とともに、歴史や文化を異にする民族という集団があって、その固有性の下で民族が平等であることが確認されています。

【前文第3段落】

すべての民族が、人類の共同遺産を成す文明および文化の多様性ならびに豊かさに貢献することもまた確認し、

宣言の意味 文化の多様性が重要であること、そしてすべての民族がこれに貢献していることを確認しています。

【前文第4段落】

国民的出自または人種的、宗教的、民族的ならびに文化的な差異を根拠として民族または個人の優越を基盤としたり、主唱するすべての教義、政策、慣行は、人種差別主義であり、科学的に誤りであり、法的に無効であり、道義的に非難すべきであり、社会的に不正であることをさらに確認し、

宣言の意味 人種差別撤廃条約（前文第6段落）に書かれた非差別の基本原則を再確認したもので、民族や人種の間には優劣があるとすると人種差別主義を厳しく批判しています。

【前文第5段落】

先住民族は、自らの権利の行使において、いかなる種類の差別からも自由であるべきことをまた再確認し、

宣言の意味 権利が認められるのと同じように、権利の行使においても差別があってはいけないことが確認されています。

【前文第6段落】

先住民族は、とりわけ、自らの植民地化とその土地^[注2]、領域^[注3] および資源の奪取の結果、歴史的な不正義によって苦しみ、したがって特に、自身のニーズ(必要性)と利益に従った発展に対する自らの権利を彼/女らが行使することを妨げられてきたことを懸念し、

宣言の意味 先住民族の権利回復が、植民地主義への反省と非植民地化のプロセスであること、歴史的な不正義に対する挑戦であることを明記したものです。

【前文第7段落】

先住民族の政治的、経済的および社会的構造と、自らの文化、精神的伝統、歴史および哲学に由来するその生得の権利、特に土地、領域および資源に対する自らの権利を尊重し促進させる緊急の必要性を認識し、

宣言の意味 先住民族の権利の中心が、マイノリティの権利と異なり、土地、領域そして資源であることが明らかにされています。

【前文第8段落】

条約や協定、その他の国家との建設的取決めで認められた先住民族の権利を尊重し促進する緊急の必要性をさらに認識し、

注2 個人の所有と取引の対象となる近代的土地所有権とは異なり、そこに住む民族と精神的なつながりを持ち、分かたことのできない結びつきを持った大地を指す概念。

注3 先住民族の生活空間全般を指し、土地、海域、水域およびその上空を含む広範な空間概念。

【前文第9段落】

先住民族が、政治的、経済的、社会的および文化的向上のために、そしてあらゆる形態の差別と抑圧に、それが起こる至る所で終止符を打つために、自らを組織しつつあるという事実を歓迎し、

宣言の意味 先住民族自身の主体的な差別や抑圧との闘いを歓迎することから、先住民族の参加の権利が導き出されます。

【前文第10段落】

先住民族とその土地、領域および資源に影響を及ぼす開発に対する先住民族による統制は、彼/女らが、自らの制度、文化および伝統を維持しかつ強化すること、そして自らの願望とニーズ(必要性)に従った発展を促進することを可能にすると確信し、

宣言の意味 先住民族の「発展の権利」が植民地化の中で否定されてきたこと（前文第6段落）を前提に、先住民族にも独自の「発展の権利」があることを明記しています。

【前文第11段落】

先住民族の知識、文化および伝統的慣行の尊重は、持続可能で衡平な発展と環境の適切な管理に寄与することもまた認識し、

宣言の意味 先住民族の権利回復が、地球的な価値としての「持続可能な発展（開発）」や「地球環境の保護」に貢献することが述べられています。

【前文第12段落】

先住民族の土地および領域の非軍事化の、世界の諸国と諸民族の間の平和、経済的・社会的進歩と発展、理解、そして友好関係に対する貢献を強調し、

宣言の意味 先住民族の土地を、軍事緊張を高める場所として使うのではなく、非軍事化によって平和や友好の拠点にできることが示されています。「北方領土」問題や北海道の非軍事化問題に重要な視点を提示しています。

【前文第 13 段落】

先住民族の家族と共同体が、子どもの権利と両立させつつ、自らの子どもの養育、訓練、教育および福利について共同の責任を有する権利を特に認識し、

宣言の意味 個人として価値を重要視する従来の「子どもの権利」と両立する形で、先住民族社会がもつ家族や共同体として子どもを育てる権利が明記されています。

【前文第 14 段落】

国家と先住民族との間の条約、協定および建設的な取決めによって認められている権利は、状況によって、国際的な関心と利益、責任、性質の問題であることを考慮し、

宣言の意味 政府と先住民族の間に交わされた条約、協定などのさまざまな取決めは、国内問題ではなく、国連などが取り扱う「国際関心事」であることが示されています。

【前文第 15 段落】

条約や協定、その他の建設的な取決め、ならびにそれらが示す関係は、先住民族と国家の間のより強固なパートナーシップ（対等な立場に基づく協働関係）の基礎であることもまた考慮し、

【前文第 16 段落】

国際連合憲章、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、そして市民的及び政治的権利に関する国際規約、ならびにウィーン宣言および行動計画が、すべての民族の自己決定の権利ならびにその権利に基づき、彼／女らが自らの政治的地位を自由に決定し、自らの経済的、社会的および文化的発展を自由に追求することの基本的な重要性を確認していることを是認し、

宣言の意味 自由権・社会権に関する二つの国際人権規約や、1993年ウィーンで開催された「世界人権会議」で採択された「ウィーン宣言および行動計画」がすべての民族の自己決定の権利の尊重を規定しており、これが先住民族の自己決定

権の根拠であることが述べられています。

【前文第 17 段落】

本宣言中のいかなる規定も、どの民族に対しても、国際法に従って行使される場所の、その自己決定の権利を否認するために利用されてはならないことを心に銘記し、

【前文第 18 段落】

本宣言で先住民族の権利を承認することが、正義と民主主義、人権の尊重、非差別と信義誠実の原則に基づき、国家と先住民族の間の調和的および協力的な関係の向上につながることを確信し、

宣言の意味 先住民族の権利保障は、正義と民主主義、人権尊重、非差別と信義誠実の考え方が根ざした社会では、先住民族とそれ以外の市民の調和や協力を生み出すという理念が書かれています。

【前文第 19 段落】

国家に対し、先住民族に適用される国際法文書の下での、特に人権に関連する文書に関するすべての義務を、関係する民族との協議と協力に従って、遵守しかつ効果的に履行することを奨励し、

宣言の意味 政府は、先住民族に関する国際法文書とくに人権基準に関しては誠実に守る義務があり、それは一方的に行うのではなく、先住民族との間に話し合いを繰り返しながら行うものです。

【前文第 20 段落】

国際連合が先住民族の権利の促進と保護において演じるべき重要かつ継続する役割を有することを強調し、

宣言の意味 国連は、先住民族の権利を国連が扱う重要なテーマと認識し、継続的に支援すると確認しています。

【前文第 21 段落】

本宣言が、先住民族の権利と自由の承認、促進および保護への、そしてこの分野における国際連合システムの関連する活動を展開するにあたっての、更なる重要な一歩前進であることを信じ、

【前文第 22 段落】

先住民族である個人は、差別なしに、国際法で認められたすべての人権に対する権利を有すること、およびその民族としての存立や福祉、統合的發展にとって欠かすことのできない集団としての権利を保有していることを認識かつ再確認し、

宣言の意味 先住民族個人は、国際法で認められたすべての人権を保障されること、そして、その基礎である民族の総合的發展に集団的権利が不可欠なものであることが確認されています。日本政府は、宣言の採択に当たって、集団的権利を人権として認めないとの解釈を行いました。まさに、ここに書かれた宣言の精神をまったく理解していないこととなります。

【前文第 23 段落】

先住民族の状況が、地域や国によって異なること、ならびに国および地域的な特性の重要性と、多様な歴史的小および文化的背景が考慮されるべきであることもまた認識し、

宣言の意味 先住民族の権利保障には、地域的特性や歴史的、文化的背景が配慮されることの確認ですが、それも先住民族の権利を促進するためのもので、その逆ではありません。

【前文第 24 段落】

以下の、先住民族の権利に関する国際連合宣言を、パートナーシップ（対等な立場に基づく協働関係）と相互尊重の精神の下で、達成を目指すべき基準として厳粛に宣言する。

宣言の意味 ここで述べられている「パートナーシップ」とは、とくに政府に対して、先住民族の権利やこれを実現するための政策を一方的に行うのではなく、先住民族と対等で、十分な話し合い、そして責任ある姿勢で行うことを求めています。

本文

【一般原則：第 1 条～第 6 条】

第 1 条【集団および個人としての人権の享有】

先住民族は、集団または個人として、国際連合憲章、世界人権宣言および国際人権法に認められたすべての人権と基本的自由の十分な享受に対する権利を有する。

宣言の意味 アイヌ民族は、国連憲章、世界人権宣言、国際人権法に規定されたすべての人権（先住民族としての集団的、個人的権利）を持っています。とくに、集団としての権利も人権として明記されている点が重要です。

解説

- 1) 国際人権法には、国際人権規約・自由権規約、同社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、ジェノサイド条約、障がい者権利保護条約などがあります。
- 2) 自由権・社会権に関する二つの国際人権規約は、ともに第 1 条で「人民の自己決定権」を定めています。また、自由権規約は第 27 条でマイノリティの文化権、言語権、宗教の権利を定めたものですが、この第 27 条は先住民族の土地権の保障にも利用できます。（条約の監視機関である「規約人権委員会」が 2004 年に採択した「一般的意見 23」を参照。）
- 3) その他、日本が加盟している人種差別撤廃条約は差別撤廃に関してアイヌ民族に適用されますし、子ども権利条約もアイヌ民族に直接適用できる条文を含んでいます。（「子どもの権利条約」第 29 条および第 30 条を参照。）
- 4) 女性差別撤廃条約が対象とする「マイノリティ女性」、ジェノサイド条約、国際労働機関（ILO）第 169 号条約なども先住民族の権利保障に利用できます。

第 2 条【平等の原則、差別からの自由】

先住民族および個人は、自由であり、かつ他のすべての民族および個人と平等であり、さらに、自らの権利の行使において、いかなる種類の差別からも、特にその先住民族としての出自あるいはアイデンティティ（帰属意識）に基づく差別からも自由である権利を有

する。

宣言の意味 アイヌ民族は、大和民族およびその他の民族と対等な民族であり、アイヌ民族であることを理由として差別を受けることはありません。また、アイヌ民族がもつめる権利も「特別の権利」ではありません。

解説

- 1) アイヌ民族は、他の民族と平等であることから、アイヌ民族が民族としてもつめる権利は、「特別の権利」ではありません。
- 2) この条文には、【前文第4段落】に示された人種差別撤廃条約の非差別原則と大きく関係していますが、同条約第1条4項は、差別を撤廃するための「特別措置（アファーマティブ・アクションあるいはポジティブ・アクション）」は、差別に当たらないと明示しています。この考えは、アイヌ民族の権利保障を実施していく場合にひとつの重要な考え方です。

第3条【自己決定権】

先住民族は、自己決定の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定し、ならびにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する。

宣言の意味 アイヌ民族は、誰がアイヌ民族であるかを含めて、自らの政治的地位を決め、経済的、社会的、文化的発展のあり方を自ら決めることができます。

解説

- 1) 権利宣言中もっとも重要な条文です。第1条と第2条から導かれる必然的な結論ですが、原典としては、国際人権規約の自由権・社会権の共通する第1条に書かれた人権を保障する基礎としての「人民の自己決定権」が先住民族にも適用されるとしたものです。
- 2) 政治的地位に関しては、独立、高度な自治（連邦制か）、一般的な自治（地方自治程度）、日本社会への完全な統合など政治体制への選択肢がある他、アイヌ民族の構成員やその資格を決める権利もアイヌ民族にあります。1992年12月ニューヨークで開催された「国際先住民年」の開幕式典で、当時の野村義一理事長は、「高度な自治」を要求すると述べています。
- 3) 経済的発展に関しては、アイヌ民族が土地、領域、資源の利用計画を農業、漁業、製造業、商業、サービス業などの分野別に作り、労働政策や職業訓練、住宅政策

などを行うことができます。アイヌ民族の経済的、社会的状況の改善を図るにも、アイヌ民族の自己決定権が優先されます。【第21条】を参照。

- 4) 社会発展に関しては、アイヌ社会の発展のための教育や行政組織など作ることができます。
- 5) 文化的発展に関しては、アイヌ文化を総体として回復、維持、発展させる権利をもっています。

第4条【自治の権利】

先住民族は、その自己決定権の行使において、このような自治機能の財源を確保するための方法と手段を含めて、自らの内部的および地方的問題に関連する事柄における自律あるいは自治に対する権利を有する。

宣言の意味 アイヌ民族には自治を行う権利があり、その中には自己の財源を制度として確保する権利もあります。

解説

- 1) アイヌ民族が民族として独自の活動を行っていくためには、独自の財政基盤が必要であり、このことは、1984年のアイヌ新法案で提案された「民族自立化基金」と同じです。
- 2) 独自財源としては、以下のことが考えられます。
 - ①日本の法制度上明確に人権が侵害された場合（1869年に始まった北海道「開拓」政策の中での土地制度から同じ国民でありながらアイヌ民族が排除されたことなど）に関しては、賠償を請求し、こうした賠償金を財源に組み入れることができます。
 - ②アイヌ民族の先住民族としての権利を保障するために、日本政府に予算措置を請求することができます。「アイヌ文化振興・研究推進機構」と同じですが、政権や政策のあり方によって予算が不安定になることは明らかです。
 - ③国有地をアイヌ民族から日本政府に貸したとみなし、これに対してリース料を取ることができます。
 - ④アイヌ民族に対し、その不正な近代化の歴史を知って賠償金を払いたいという大和民族の個人から税金を集めることもできます。2008年4月から実施されている「ふるさと納税制度」の準用ですが、このためにもアイヌ民族が「自治体」と認識される必要があります。

- ⑤一般の税金と同じようにアイヌ民族の個人から税金などを集める制度を作ることができます。1984年以降のアイヌ新法制定運動でもこうした財源確保が行われましたし、【第35条】もこの権利を保障しています。
 - ⑥外国や国際機関から公的援助を受けることができます。【第39条】にも保障されています。一般に、日本は先進国として、こうした援助を受けることは容易ではありませんが、先住民族としてこの権利を使うことができます。
- 3) その他、自治を行うために、さまざまな独自の制度を作る権利をもっています。

第5条【国政への参加と独自の制度の維持】

先住民族は、国家の政治的、経済的、社会的および文化的生活に、彼／女らがそう選択すれば、完全に参加する権利を保持する一方、自らの独自の政治的、法的、経済的、社会および文化的制度を維持しかつ強化する権利を有する。

宣言の意味 アイヌ民族は、国政に民族として参加する権利をもつと同時に、アイヌ民族政府のような制度を独自に発達させる権利をもっています。

解説

- 1) アイヌ民族が国政に参加するにはいくつかの可能性あるいはその組み合わせがあります。
 - ①1984年の「アイヌ新法案」で提案されたように、民族議席を確保する方法があります。ニュージーランドの実例がありますが、この議席の確保には憲法改正が必要なことに加え、民族議席によって国政に効果的に参加できるかには疑問があります。
 - ②アイヌ民族が、自らの正当な手続きによって、「アイヌ民族議会」を設置し、自らの関わる問題に拒否権をもつ、国会の諮問機関となる方法があります。ノルウェーのサーミ民族は、「サーミ議会」をもっており、ノルウェー国会に対し有効に機能しています。
 - ③萱野茂さんの実例があったように、国会内で一定の議員数をもつ政党の比例名簿に、党議拘束のないアイヌ民族議員を入れる政治慣習を作る方法もあります。しかし、これも萱野さんの例で分かるように政党の意思や戦略によって不安定な対応が行われることなどが心配されます。
 - ④また、日本政府に対しては、「アイヌ新法案」にあるように、強い権限をもち、独立性の確保された「アイヌ民族審議会」を設置させる方法もありますが、構

成メンバーの対等性や独立性、透明性などを確保する必要があります。

- 2) アイヌ民族自らの制度としては、アイヌ民族政府、アイヌ民族議会、アイヌ文化・歴史高等研究機構（アイヌ民族大学）、アイヌ民族裁判所、アイヌ民族国連代表機関、アイヌ民族テレビなどの設置が考えられます。

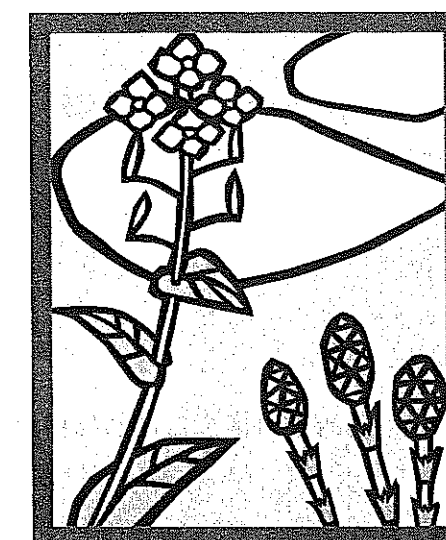
第6条【国籍に対する権利】

すべての先住民族である個人は、国籍／民族籍に対する権利を有する。

宣言の意味 アイヌ民族の個人は、アイヌ民族であったとしても、自由に居住する国の国籍や市民権を取得できると同時に、アイヌ民族の構成員である資格を選ぶ権利もあります。

解説

- 1) アイヌ個人が、民族籍を重視したいと考える場合、アイヌ民族政府は、独自にアイヌ民族パスポートを発行する権利ももっています。北米では、複数の先住民族がパスポートを発行する権利を行使しています。



【生存・一体性・安全に対する権利：第7条～第10条】

第7条【生命、身体、自由と安全】

1. 先住民族である個人は、生命、身体および精神的一体性^{〔注4〕}、自由ならびに安全に対する権利を有する。
2. 先住民族は、独自の民族として自由、平和および安全のうちに生活する集団的権利を有し、集団からの別の集団への子どもの強制的引き離しを含む、ジェノサイド（特定の集団を対象とした大量虐殺）行為または他のあらゆる暴力行為にさらされてはならない。

宣言の意味 アイヌ民族の個人は、出自を隠さずあるいは差別におびえず、アイヌ民族として安心して、自然に生きていく権利があります。また、民族として安定的に存続し、言葉の暴力などを含む暴力行為にさらされない権利があります。

解説

- 1) 第1項は抽象的ですが、アイヌ民族の個人がふつうに安心してアイヌ民族として生活できる権利があるという条文は、極めて重要なものです。アイヌ民族として生きていくことで、過度なストレスや不安を感じ、精神的な不調に陥ることがあれば、こうした被害者への調査、医療体制やケアの確立などの救済が必要になります。
- 2) ジェノサイド条約では、子どもの強制的引き離しは「ジェノサイド（大量虐殺）」（第2条e項）だと規定されています。東京の開拓使仮学校への子ども強制移住などは、この点、謝罪や賠償の対象です。（【第10条】強制移住の禁止を参照。）強制的引き離しを先住民族の子どもに行ったとして、2008年2月にはオーストラリアのラッド政権が、また6月にはカナダのハーバー政権が公式謝罪を行いました。
- 3) また、ジェノサイド条約から、強制同化政策を「文化的ジェノサイド」という犯罪として導き出せるかもしれません。（【第8条】を参照。）

第8条【同化を強制されない権利】

1. 先住民族およびその個人は、強制的な同化または文化の破壊にさらされない権利を有する。
2. 国家は以下の行為について防止し、是正するための効果的な措置をとる：

注4 原語の "integrity" は、「人間が一体の存在として損なわれていないこと」の意。

- (a) 独自の民族としての自らの一体性、その文化的価値観あるいは民族的アイデンティティ（帰属意識）を剥奪する目的または効果をもつあらゆる行為。
- (b) 彼／女らからその土地、領域または資源を収奪する目的または効果をもつあらゆる行為。
- (c) 彼／女らの権利を侵害したり損なう目的または効果をもつあらゆる形態の強制的な住民移転。
- (d) あらゆる形態の強制的な同化または統合。
- (e) 彼／女らに対する人種的または民族的差別を助長または扇動する意図をもつあらゆる形態のプロパガンダ（デマ、うそ、偽りのニュースを含む広報宣伝）。

宣言の意味 アイヌ民族は、強制的に大和民族の文化を押し付けられ、アイヌ文化を破壊されることはありません。他方、アイヌ民族から土地、領域、資源を収奪する行為やアイヌ民族の否定、また民族差別を助長、扇動する行為を日本政府は防止し、是正する義務があります。

解説

- 1) アイヌ文化の破壊を止めるためには、アイヌ民族に先住民族としての権利が保障され、土地、領域、資源を守ることが重要です。【第23条】～【第29条】の発展、土地、領域、資源に関する権利を参照。
- 2) 日本政府が取ってきた有形、無形、文化的、宗教的、その他生活のすみずみまでの強制同化政策に関しては、とくに近代化以降の被害の調査、謝罪、賠償などが不可欠です。
- 3) 日本政府は、アイヌ民族に対するさまざまな形態の差別を防止し、被害者の救済を行いため、これを公正に行うための国家人権機関の設置や人権教育の実践などに責任を持たなければなりません。

第9条【共同体に属する権利】

先住民族およびその個人は、関係する共同体または民族^{〔注5〕}の伝統と慣習に従って、先住民族の共同体または民族に属する権利を有する。いかなる種類の不利益もかかる権利の行使から生じてはならない。

宣言の意味 アイヌ民族の個人は、伝統的な形でアイヌ民族という集団に属することができ、属したことから不利益を被ることはありません。

注5 原語の "nation" は、先住民族の国家を指す場合もある。

第10条【強制移住の禁止】

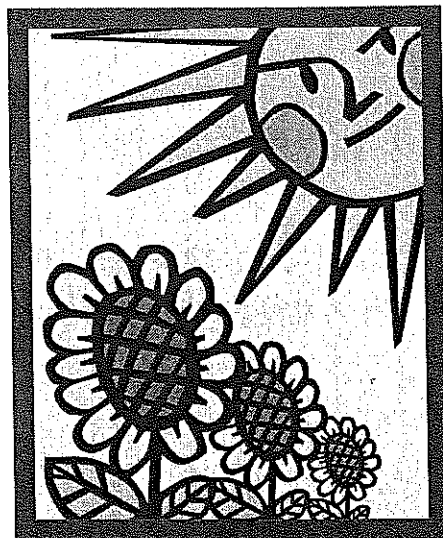
先住民族は、自らの土地または領域から強制的に移動させられない。関係する先住民族の自由で事前の情報に基づく合意なしに、また正当で公正な補償に関する合意、そして可能な場合は、帰還の選択肢のある合意の後でなければ、いかなる転住も行われぬ。

宣言の意味 アイヌ民族には、自らが被害者となった強制移住に関して、調査を含む公正な補償を受ける権利があります。

解説

アイヌ民族が、日本の近代化、北海道「開拓」政策の中で強制移住の犠牲者となったことは少なくありません。南サハリンや千島列島からの強制移住をはじめ、東京にある開拓使仮学校（現在の北海道大学）への子どもたちの強制移住、また御料牧場の建設あるいはその他の「開拓」政策による強制移住などの犠牲者ともなりました。

- 1) 日本政府に「真実・和解委員会」のような形で、調査委員会を設置させることができます。
- 2) 必要なものには、政府に謝罪を要求することができます。
- 3) 南サハリンや千島列島出身のアイヌ民族には、自由な往来権（いわゆるビザなし渡航権など）を保障しなければなりません。【第36条】が先住民族の国境を越える権利を明記しています。
- 4) 必要なものには、原状復帰、賠償などを要求することができます。
- 5) 開拓使仮学校への子どもたちの強制移住は、「ジェノサイド条約」にも違反するものであり、【第7条2項】もこれに言及しています。



【文化的・宗教的・言語的アイデンティティに関する権利：第11条～第13条】

第11条【文化的伝統と慣習の権利】

1. 先住民族は、自らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学および歴史的な遺跡、加工品、意匠、儀式、技術、視覚芸術および舞台芸術、そして文学のような過去、現在および未来にわたる自らの文化的表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含まれる。
2. 国家は、その自由で事前の情報に基づく合意なしに、また彼／女らの法律、伝統および慣習に違反して奪取されたその文化的、知的、宗教的およびスピリチュアル（霊的、超自然的）な財産に関して、先住民族と連携して策定された効果的な仕組みを通じた、原状回復を含む救済を与える。

宣言の意味 アイヌ民族は、アイヌ文化の広範な伝統や慣習を実践し、発展させる権利をもっています。これには、考古学上の遺跡、史跡、加工品、デザイン、儀式、技術、視覚芸術、舞台芸術、文学などが含まれます。日本政府は、こうしたアイヌ文化の財産が破壊や収奪を受けた場合、これに原状回復を含む救済を行わなければならない。

解説

- 1) アイヌ民族の歴史や文化に必要な遺跡や史跡は、先住民族の権利として保護されなければならない。こうした遺跡や史跡が破壊された場合には、原状回復や救済が必要です。1997年の裁判で違法と確定した二風谷ダムもこうした視点から原状回復などを再検討することができます。
- 2) アイヌ文化に属する加工品（彫り物などの工芸品、イタオマチブ、トンコリやムックリなどの楽器など）、デザイン（彫り物や刺繍などの文様など）そして技術などは、アイヌ民族の知的財産権として保護され、大和民族がかってに複製品などを作ってなりません。
- 3) 博物館などに保管されている加工品などのアイヌ民族文化財は、正当な入手が行われたかどうかについて調査が行われ、不当に入手されたものに関しては返還が必要です。また、展示の方法や解説の内容は、アイヌ民族と協力して検討されなければならない。ここでいう「正当な入手」とは、適正な価格で購入されたかどうかだけでなく、アイヌ民族が自由な意思で手放す環境にあったかどうかも検討されます。また、こうした文化財に関する権利は、集団的権利として行使されます。

- 4) アイヌ民族は、儀式および歌や踊りなどの芸術、文学を实践する権利をもっています。伝統的な鮭漁（アシリチェップノミ）や伝統的な鹿猟なども、知事の特別許可ではなく、アイヌ民族の権利として実践することができます。チプサンケも自らの権利として実行できます。このためには、河川や森林の利用に関する法令にアイヌ民族の権利を含める必要があります。
- 5) 北海道の中にある「世界遺産」や「北海道遺産」にアイヌ民族の先住民族としての権利という考え方を導入し、これを管理する方法の改善が必要です。
- 6) 1997年のアイヌ文化振興法は、アイヌ民族の権利という視点から抜本的な改正が必要で、全国のアイヌ民族を対象にするという意味では、基本計画を北海道だけに限定する政令も改正されなければなりません。
- 7) ここでいう「原状回復」とは、破壊や権利侵害が行われる以前の状態に復帰させることです。【第28条】を参照。

第12条【宗教的伝統と慣習の権利、遺骨の返還】

1. 先住民族は、自らの精神のおよび宗教的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、その宗教的および文化的な遺跡を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利を有し、儀式用具を使用し管理する権利を有し、遺骨^{注6}の返還に対する権利を有する。
2. 国家は、関係する先住民族と連携して公平で透明性のある効果的措置を通じて、儀式用具と遺骨のアクセス（到達もしくは入手し、利用する）および/または返還を可能にするよう努める。

宣言の意味 アイヌ民族の宗教的な伝統や慣習は、権利として実践され、発展させられ、また教育されます。文化的な空間と同じように宗教的空間にも、アイヌ民族は自由に立ち入る権利をもち、儀式を行うことができます。遺骨や遺髪、副葬品などの返還を受ける権利ももっています。日本政府は、こうした宗教行事ができる、遺骨などの返還が可能になるように政策を改善しなければなりません。

解説

- 1) 宗教的行事に関しては、開拓使仮学校に強制連行されたアイヌ民族の子どもに対する慰霊祭（東京イチャルパ）、あるいはサハリン出身の山辺安之助の慰霊祭のように、北海道外で行われる行事に関しても、これが可能となるよう権利保障が必要です。

注6 原語の "human remains" は、遺髪など、骨以外の遺体全体を含む概念である。

- 2) アイヌ民族が自らの墓地空間を管理、運営できることなど、宗教法人法を含む宗教関連法を改善し、先住民族の宗教的権利を保障しなければなりません。
- 3) チノシリなどアイヌ民族の聖地に関しても、アイヌ民族がアイヌ民族のやり方で保護、管理する権利があります。
- 4) アイヌ民族の遺骨に関して、日本政府は、北海道内の研究機関を含めた全国の高等研究機関や研究者に対し、こうした遺骨、遺髪、副葬品などが保管されていないかを調査し、必要なものに関しては返還の手続きを行わなければなりません。

第13条【歴史、言語、口承伝統など】

1. 先住民族は、自らの歴史、言語、口承伝統、哲学、表記方法および文学を再活性化し、使用し、発展させ、そして未来の世代に伝達する権利を有し、ならびに独自の共同体名、地名、そして人名を選定しかつ保持する権利を有する。
2. 国家は、この権利が保護されることを確保するために、必要な場合には通訳の提供または他の適切な手段によって、政治的、法的、行政的な手続きにおいて、先住民族が理解できかつ理解され得ることを確保するために、効果的措置をとる。

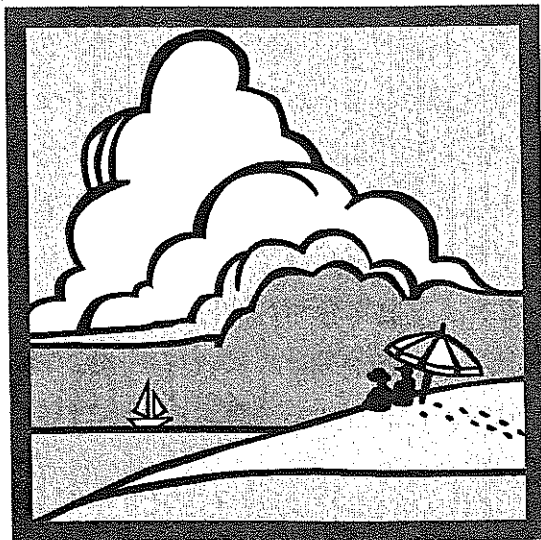
宣言の意味 アイヌ民族は、自らの歴史、言語、口承文学、哲学などを発展させる権利、および共同体名、地名、人名を自ら選択し、維持する権利をもっています。日本政府は、アイヌ民族の歴史やアイヌ語、アイヌ民族の口承文学などが守られるよう実効的な政策をとらなければなりません。

解説

- 1) アイヌ民族の歴史を発展させるためには、日本史の一部、北海道史の一部としてのアイヌ民族史の位置づけを大きく転換し、「続縄文文化」や「擦文文化」などを「アイヌ民族史」の一部として系列化することが必要です。
- 2) 母語を学ぶことは、まず民族の権利です。アイヌ語に関しては、アイヌ民族自身によるアイヌ語教室を越えて、アイヌ民族が公立や私立の教育機関においてもアイヌ語が一定学べるような制度が必要です。また、幼児期からのアイヌ語習得や高等教育機関におけるアイヌ語学習が可能となるよう、教育制度の改革、教員の要請、教科書の作成なども行われなければなりません。また、アイヌ民族だけでアイヌ語を学ぶことのできるコースの設置もその権利として認められなければなりません。
- 3) 「北海道開拓」と呼ばれる歴史をアイヌ民族の視点から再評価することが大切

です。野幌にある「北海道開拓記念館」は英語名称を「Historical Museum of Hokkaido」としてありますが、「開拓政策」を再評価すれば、英語名称の「北海道歴史博物館」に改称すべきで、こうした事例を検証する作業が不可欠です。2011年には「北海道ミュージアム」に改称されるというニュースもありますが、これは北海道全体で「開拓」の歴史を見直す一部でなければなりません。

- 4) アイヌ民族の口承文学や哲学の発展には、アイヌ民族自身の研究者がこうした領域を研究し、発展させられるような研究機関の設置が必要です。1996年の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の答申には、「アイヌ研究推進センター」の設置が提言されていますが、これはいまだに実現していません。
- 5) アイヌ語地名の保護に関しては、現在旭川市が「旭川アイヌ文化振興基本計画」で2003年から行われているように、日本語と対等な形での表記や由来の解説が必要です。
- 6) アイヌ民族の個人が自由にアイヌ名を選び、名乗れるよう、社会制度の改善や広範な人権教育が必要です。



【教育・情報・労働上の権利：第14条～第17条】

第14条【教育の権利】

1. 先住民族は、自らの文化的な教育法および学習法に適した方法で、独自の言語で教育を提供する教育制度および施設を設立し、管理する権利を有する。
2. 先住民族である個人、特に子どもは、国家によるあらゆる段階と形態の教育を、差別されずに受ける権利を有する。
3. 国家は、先住民族と連携して、その共同体の外に居住する者を含め先住民族である個人、特に子どもが、可能な場合に、独自の文化および言語による教育に対してアクセス（到達もしくは入手し、利用）できるよう、効果的措置をとる。

宣言の意味 アイヌ民族は、独自に教育機関を設立し、アイヌ民族の子どもたちに言語、文化、歴史などの民族教育を自らの方法で実施する権利をもっています。また、アイヌ民族の子どもは、日本のあらゆる教育を差別なく受ける権利ももっています。とくに日本政府は、北海道外のアイヌ民族の子どもを含めて、民族教育を受ける機会を保障しなければなりません。

解説

- 1) アイヌ民族には、高等教育機関であれば、アイヌ民族大学やアイヌ民族研究機構などを設立する権利があります。
- 2) アイヌ民族が一般の学校に就学する機会は依然制限されており、各学校における人権教育の徹底や奨学金制度の確立などが権利として保障されなければなりません。
- 3) とくに、民族教育は、北海道外、首都圏や関西圏などにあってもきちん行われるよう日本政府は対策をとる必要があります。

第15条【教育と公共情報に対する権利、偏見と差別の除去】

1. 先住民族は、教育および公共情報に適切に反映されるべき自らの文化、伝統、歴史および願望の尊厳ならびに多様性に対する権利を有する。
2. 国家は、関係する先住民族と連携および協力して、偏見と闘い、差別を除去し、先住民族および社会の他のすべての成員の間での寛容、理解および良好な関係を促進するために、効果的措置をとる。

宣言の意味 アイヌ民族は、教科書や教育の内容、公共のメディアなどでアイヌ文化、伝統や歴史をきちんと紹介される権利をもっています。これは、差別撤廃のために必要なことで、これが可能となるよう日本政府は政策を立案しなければなりません。

解説

- 1) アイヌ民族は、教育のあり方（教科書の内容や教員養成など）に関して日本政府と協力して、差別撤廃のため、アイヌ文化、伝統、歴史などを反映させる権利をもっています。
- 2) 文部科学省の審議会や各地域の教育委員会に、アイヌ民族の代表が参加することもできます。
- 3) 日本政府と協力して、差別禁止のための立法措置などを行う必要もあります。

第16条【メディアに関する権利】

1. 先住民族は、独自のメディアを自身の言語で設立し、差別されずにあらゆる形態の先住民族メディアへアクセス（到達もしくは入手し、利用）する権利を有する。
2. 国家は、国営メディアが先住民族の文化的多様性を正当に反映することを確保するため、効果的措置をとる。国家は、完全な表現の自由の確保を損なうことなく、民間のメディアが先住民族の文化的多様性を十分に反映することを奨励すべきである。

宣言の意味 アイヌ民族には、独自の民族メディアを設立し、また一般のメディアに触れる機会を保障される権利もあります。アイヌ民族に関する記事や番組を作るようあるいは記事や番組のチェックを共同で行うよう働きかける権利があると解釈できます。日本政府は、公共放送であるNHKでアイヌ民族の存在や文化、歴史、言語を紹介する番組を制作するよう要求する義務があり、また全国、地方の民間メディアに対してもアイヌ民族が正当に紹介されるよう奨励しなければなりません。

解説

- 1) 二風谷に放送されているミニFM局などが、先住民族メディアに当たります。より大きなラジオ局や台湾の実例があるようにアイヌ民族のテレビ局、また全面的にアイヌ語による放送も将来的には可能であり、こうした権利が保障される必要があります。
- 2) 日本政府は、公共放送であるNHKや民間放送に対し、アイヌ民族の多様な存

在が放送されるよう働きかける義務があります。以前、アイヌ文化振興・研究推進機構は、NHKにアイヌ語放送の実施を要請したことがありましたが、これは実現しませんでした。先住民族の権利への対応として、とくに公共放送であるNHKは、アイヌ文化、その歴史、言語などを紹介する番組を制作しなければなりません。

- 3) 各メディアには、アイヌ民族の権利に関する番組などの担当者や先住民族の権利の視点から記事や番組をチェックする担当者が置かれる必要があります。

第17条【労働権の平等と子どもの労働への特別措置】

1. 先住民族である個人および先住民族は、適用可能な国際および国内労働法の下で確立されたすべての権利を全面的に享受する権利を有する。
2. 国家は、先住民族の子どもたちを経済的搾取から保護するため、および危険性があり、もしくは子どもの教育を阻害したり、子どもの健康もしくは肉体的または精神的、スピリチュアル（霊的、超自然的）、道徳的もしくは社会的な発達に対して有害であると思われるようないかなる労働にも従事しないよう保護するため、彼/女らが特に弱い存在であることと、そのエンパワメント（能力・権利の強化）のために教育が重要であることを考慮に入れつつ、先住民族と連携および協力し特別な措置をとる。
3. 先住民族である個人は、労働や、特に雇用、または給与のいかなる差別的条件にも従わせられない権利を有する。

宣言の意味 アイヌ民族は、先住民族として労働者の権利をすべて保障され、いかなる差別的待遇でも労働させられることはありません。また、アイヌ民族の子どもが、先住民族であることによって経済的に搾取されないよう特別の対応がなされるべきです。

解説

- 1) 日本政府は、アイヌ民族であることを理由に、不当な労働あるいは労働上の差別が行われないう、労働法令や労働基準監督署などの業務を人権の視点から見直すべきです。国際労働機関（ILO）第169号条約の条文が参考になります。
- 2) 生活相談員を拡充するとともに、相談員が、こうした問題に対応できるよう権限の強化を図る必要があります。

【参加・発展・経済的および社会的権利：第18条～第24条】

第18条【意思決定への参加権と制度の維持】

先住民族は、自らの権利に影響を及ぼす事柄における意思決定に、自身の手続きに従い自ら選んだ代表を通じて参加し、先住民族固有の意思決定制度を維持しかつ発展させる権利を有する。

宣言の意味 アイヌ民族は、自らの問題に関わる意思決定に自ら選んだ代表を送って参加する権利をもっています。

解説

- 1) 有識者懇談会など、アイヌ民族に関する意思決定には、自らの代表を送って参加する権利があります。2002年5月に設置された国連の「先住民族問題常設フォーラム」は、16名の委員中半数の8名が先住民族であり、2008年10月に設置される「専門家機構」では5名の委員の内、4名が先住民族です。このように国連では、先住民族に関する機関の半数以上が先住民族であることは当たり前になっています。
- 2) これは、【第5条】の民族として国政に参加する権利とは別のものです。

第19条【影響する立法・行政措置に対する合意】

国家は、先住民族に影響を及ぼし得る立法的または行政的措置を採択し実施する前に、彼/女らの自由で事前の情報に基づく合意を得るため、その代表機関を通じて、当該の先住民族と誠実に協議し協力する。

宣言の意味 日本政府は、アイヌ民族の権利に影響を与える法律の制定や行政措置の実施に当たっては、アイヌ民族と事前の情報公開と透明性の原則の下で、合意に向けて対等に話し合いを行わなければなりません。地方自治体にも同じ義務があります。

解説

日本政府が行う法律の制定や「国連人権教育の10年基本計画」などの行政措置ばかりでなく、北海道が行う「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」など地方自治体が行う同様の政策決定にも積極的に参加する権利があります。

第20条【民族としての生存および発展の権利】

1. 先住民族は、自らの政治的、経済的および社会的制度または機関を維持しかつ発展させる権利、生存および発展の独自の手段の享受が確保される権利、ならびに自らのすべての伝統的その他の経済活動に自由に従事する権利を有する。
2. 自らの生存および発展の手段を剥奪された先住民族は、正当かつ公正な救済を得る権利を有する。

宣言の意味 アイヌ民族は、民族としての生存と発展のため、独自の政治、経済、社会制度を確保する権利をもっており、伝統的な経済活動を自由に行う権利をもっています。日本政府は、アイヌ民族から剥奪された民族としての生存や発展の手段について正当で公正な救済を行わなければなりません。

解説

土地、領域、資源は、アイヌ民族が生存し、発展するための土台であり、こうしたものを利用する知恵として、アイヌ文化や伝統などがあることを確認しています。

第21条【経済的・社会的条件の改善と特別措置】

1. 先住民族は、特に、教育、雇用、職業訓練および再訓練、住宅、衛生、健康、ならびに社会保障の分野を含めて、自らの経済的および社会的条件の改善に対する権利を差別なく有する。
2. 国家は、彼/女らの経済的および社会的条件の継続した改善を確保すべく効果的な措置および、適切な場合は、特別な措置をとる。先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、および障がいのある人々の権利と特別なニーズ（必要性）に特別な注意が払われる。

宣言の意味 アイヌ民族は、経済的および社会的に差別なく生活できるよう政府の特別措置を受ける権利をもっています。また、複合的差別の犠牲者である高齢者、女性、青年、子ども、障がい者の権利保障には特別の対応をしなければなりません。

解説

- 1) 経済的、社会的な面で差別を受ける点から、人権の保障には、経済的権利や社会的権利の確立が必要で、これは、1984年の「アイヌ新法案」にも明記されています。この点、アイヌ民族の生活支援の法律や制度が確立されなければなりません。

2) 「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（旧北海道ウタリ福祉対策）」を先住民族の権利という視点から、名称を含めて抜本的に見直す必要があります。また、この前提となる実態調査を、日本政府は、アイヌ民族と協力しながら、全国的に行わなければなりません。

第22条【高齢者、女性、青年、子ども、障がいのある人々などへの特別措置】

1. この宣言の実行にあたって、先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、そして障がいのある人々の権利と特別なニーズ（必要性）に特別の注意が払われる。
2. 国家は、先住民族と連携して、先住民族の女性と子どもがあらゆる形態の暴力と差別に対する完全な保護ならびに保障を享受することを確保するために措置をとる。

宣言の意味 アイヌ民族の中にある複合的差別の犠牲者に特別な対応が必要であり、日本政府にはその大きな責任があります。

解説

- 1) 経済的、社会的権利の確立には、アイヌ民族の中でさらに弱い立場に置かれたこうした人々の実態を把握し、細かい配慮のある政策の立案、実行が不可欠です。
- 2) アイヌ文化振興法や「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」なども複合的差別の犠牲者からの見直しも必要です。

第23条【発展の権利の行使】

先住民族は、発展に対する自らの権利を行使するための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する。特に、先住民族は、自らに影響を及ぼす健康、住宅、その他の経済的および社会的計画を展開し決定することに積極的に関わる権利を有し、可能な限り、自身の制度を通じてそのような計画を管理する権利を有する。

宣言の意味 アイヌ民族は、自らの伝統や価値に従って、発展する権利があります。とくに、アイヌ民族に影響を与える経済計画や社会政策があれば、これに参加する権利があり、必要なものは計画や政策を自ら管理することができます。

解説

現在の日本社会は、アイヌ民族が本来望んだであろう発展が否定された社会だ

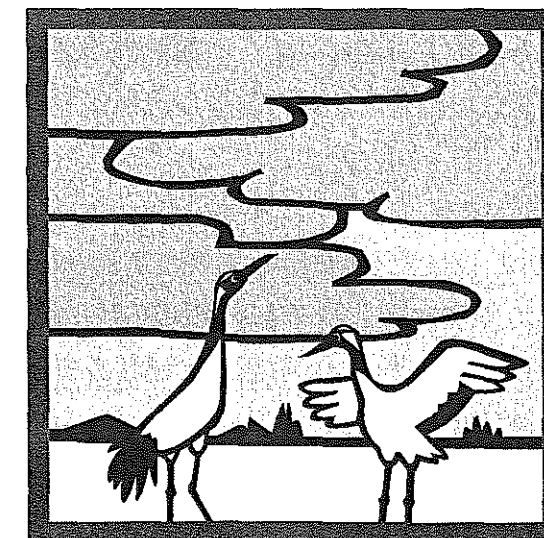
と考えられます。その意味で、北海道の内外を問わずアイヌ民族に影響を与える経済計画や社会政策に積極的に参加し、自らの発展の権利を行使することが不可欠です。【第3条】を参照。

第24条【伝統医療と保健の権利】

1. 先住民族は、必要不可欠な医療用の動植物および鉱物の保存を含む、自らの伝統医療および保健の実践を維持する権利を有する。先住民族である個人は、また、社会的および保健サービスをいかなる差別もなく利用する権利を有する。
2. 先住民族である個人は、到達し得る最高水準の身体的および精神的健康を享受する平等な権利を有する。国家はこの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、必要な措置をとる。

宣言の意味 アイヌ民族は、文化遺産や知的財産権の一部である伝統医療に関する知識を維持し、実践し、発展させる権利をもっています。また、同時に近代的医療を差別なく受ける権利ももっています。

伝統医療を近代医療と対等にみる視点です。アイヌ民族には、こうした伝統医療（植物薬＝薬草や動物薬、鉱物薬など）を含む伝統医療を守り、利用し、発展させる権利があります。また、アイヌ民族が近代医療を差別なく受けられるよう、制度や人権教育を行う日本政府の義務もあります。



【土地・領域・資源に関する権利：第25条～第32条】

第25条【土地や領域、資源との精神的つながり】

先住民族は、自らが伝統的に所有もしくはその他の方法で占有または使用してきた土地、領域、水域および沿岸海域、その他の資源との自らの独特な精神的つながりを維持し、強化する権利を有し、これに関する未来の世代に対するその責任を保持する権利を有する。

宣言の意味 アイヌ民族には、伝統的に利用してきた土地、領域(アイヌモシリ)、水域、氷原を含む沿岸海域などの空間やそこにある資源との独特な精神的つながりを維持し、強化する権利があります。これは、未来の世代のための権利でもあります。

解説 一体としての伝統的空間とその資源に精神的つながりを維持することは、アイヌ民族の価値観を全体として守ることであり、【第29条】の先住民族の環境権の土台にもなります。

第26条【土地や領域、資源に対する権利】

1. 先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。
2. 先住民族は、自らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。
3. 国家は、これらの土地と領域、資源に対する法的承認および保護を与える。そのような承認は、関係する先住民族の慣習、伝統、および土地保有制度を十分に尊重してなされる。

宣言の意味 アイヌ民族は、伝統的に利用してきた土地、領域(アイヌモシリ)、資源を所有し、利用し、発展させ、管理する権利をもっています。日本政府は、この権利が速やかに守られるよう、アイヌ民族の慣習や伝統を尊重しながら法律による保障を行わなければなりません。

解説 1) 北海道の面積の50%を超える国有地に関しては、返還や共同管理、利用権の

設定などによる権利保障が考えられます。

- 2) 河川、沿岸地域や氷原に関しても、法律を改正して、先住民族の権利が設定される必要があります。
- 3) 植物資源(繊維確保のためのオヒョウの樹皮などに採集権)、動物資源(鮭、鹿などの狩猟権)、鉱物資源の利用にアイヌ民族の権利が認められる必要があります。これはアイヌ文化の維持や発展の権利とも大きく関係しています。

第27条【土地や資源、領域に関する権利の承認】

国家は、関係する先住民族と連携して、伝統的に所有もしくは他の方法で占有または使用されたものを含む先住民族の土地と領域、資源に関する権利を承認し裁定するために、公平、独立、中立で公開された透明性のある手続きを、先住民族の法律や慣習、および土地保有制度を十分に尊重しつつ設立し、かつ実施する。先住民族はこの手続きに参加する権利を有する。

宣言の意味 アイヌ民族の土地、領域(アイヌモシリ)、資源の権利を具体的に認定するためには、公平、独立、中立で公開性と透明性のある手続きが不可欠です。この手続きの制定と作業では、アイヌ民族の文化や価値が尊重されなければならず、またこの手続きにアイヌ民族も参加する権利をもっています。

解説 先住民族の土地、領域、資源の権利を具体的に認定する手続きの原則を定めています。海外の例では、1975年ニュージーランドに「ワイタンギ審判所」が、また1994年には、オーストラリアで前年の「先住権原法」を受けて、「先住権原審判所」が設置されました。

第28条【土地や領域、資源の回復と補償を受ける権利】

1. 先住民族は、自らが伝統的に所有し、または占有もしくは使用してきた土地、領域および資源であって、その自由で事前の情報に基づいた合意なくして没収、収奪、占有、使用され、または損害を与えられたものに対して、原状回復を含む手段により、またはそれが可能でなければ正当、公正かつ衡平な補償の手段により救済を受ける権利を有する。

2. 関係する民族による自由な別段の合意がなければ、補償は、質、規模および法的地位において同等の土地、領域および資源の形態、または金銭的な賠償、もしくはその他の適切な救済の形をとらなければならない。

宣言の意味 アイヌ民族から不当に収奪され、損害を与えられた土地、領域、資源に関しては、まず原状回復などを含む方法で、またそれができない場合には正当かつ公正な補償を受けることができます。先住民族が特別に合意しなければ、補償は同じ規模や質をもった土地、領域、資源で行われ、金銭での賠償はそれでも補償ができない場合の方法です。

解説

- 1) 収奪された土地、領域、資源への補償の基本は、奪ったものを返還するという方法です。それができない場合には同じ価値のものを返す方法で、最後に金銭での賠償があります。
- 2) アイヌ民族に関しては、領域の場合、ロシア政府と日本政府による共同返還などの可能性あるいはロシア政府、日本政府とアイヌ民族による共同統治などの方法もあります。2005年「シレットコ」が世界遺産に指定された時、これを事前調査した国際自然保護連合（IUCN）のレポートには、アイヌ民族も参加する、「シレットコ」と「クナシリ」の「国境」をまたいだ世界遺産構想がありましたが、これもその一例だと思えます。
- 3) 土地に関しては、国有地・国有林は返還の対象になると考えられます。返還がどのような形になるかは、アイヌ民族の提案が必要です。また、「開拓」期における土地分配における差別および戦後の農地改革時における不当な没収に関しては、賠償として同じ価値のものを返還することが考えられます。
- 4) さまざまな資源に関しては、金銭での賠償になる可能性が高いと思われませんが、絶滅に追い込まれている動植物の回復には、アイヌ民族の参加をともなった資源管理が必要かもしれません。

第29条【環境に対する権利】

1. 先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。
2. 国家は、先住民族の土地および領域において彼／女らの自由で事前の情報に基づく合

意なしに、有害物質のいかなる貯蔵および廃棄処分が行われないことを確保するための効果的な措置をとる。

3. 国家はまた、必要な場合に、そのような物質によって影響を受ける民族によって策定されかつ実施される、先住民族の健康を監視し、維持し、そして回復するための計画が適切に実施されることを確保するための効果的な措置をとる。

宣言の意味 アイヌ民族には、先住民族としての環境の権利があります。

解説

- 1) アイヌ民族には、伝統的な活動が行われるために環境を保護する権利があり、河川の水質の維持や森林の維持は、その環境権に含まれます。
- 2) 国有地の維持や河川管理にも、アイヌ民族はその環境権の保障としても参加することができます。
- 3) 幌延の核廃棄物の処分や鉱山の廃棄物汚染、また産業廃棄物の処分に関してはアイヌ民族からきちんとした合意を取る必要があります。

第30条【軍事活動の禁止】

1. 関連する公共の利益によって正当化されるか、もしくは当該の先住民族による自由な合意または要請のある場合を除いて、先住民族の土地または領域で軍事活動は行われな
2. 国家は、彼／女らの土地や領域を軍事活動で使用する前に、適切な手続き、特にその代表機関を通じて、当該民族と効果的な協議を行う。

宣言の意味 アイヌ民族の土地における軍事活動には、アイヌ民族との交渉、承認が必要です。

解説

自衛隊の基地建設や軍事演習、軍事作戦などに関して、少なくともアイヌ民族との適正な手続きによる話し合いが必要です。北海道に配備された自衛隊の海外派兵に関しても、この原則は適用されます。

第31条【遺産に対する知的財産権】

1. 先住民族は、人的・遺伝的資源、種子、薬、動物相・植物相の特性についての知識、口承伝統、文学、意匠、スポーツおよび伝統的競技、ならびに視覚芸術および舞台芸術を含む、自らの文化遺産および伝統的文化表現ならびに科学、技術、および文化的表現を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。先住民族はまた、このような文化遺産、伝統的知識、伝統的文化表現に関する自らの知的財産を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。
2. 国家は、先住民族と連携して、これらの権利の行使を承認しかつ保護するために効果的な措置をとる。

宣言の意味 アイヌ民族がもつ、文化遺産や遺伝子資源を含む伝統的知識などは、権利として、アイヌ民族が保持し、管理し、発展させる権利があります。この知的財産権では、従来個人に設定されていたこれらの権利を抜本的に見直す必要があります。

解説

- 1) アイヌ民族は、研究者や大学のような研究機関、博物館などがアイヌ民族から文化遺産や伝統的知識をどのように持ち去ったのかについて、公正な調査を日本政府に求めることができます。
- 2) アイヌ民族との協力の下での調査において不正が見つかった場合には、日本政府は研究者、研究機関、博物館などの対し、謝罪、返還や補償など行うよう求めなければなりません。
- 3) 日本政府は、アイヌ民族の先住民族としての知的財産権が保護されるよう、法制度を改正する必要があります。また、文化や宗教実践に対して、映像などに取られる者の権利が設定されることなどに関する人権教育が必要です。さらに、知的財産権に関する権利侵害に関しては、実効的な救済制度が不可欠です。

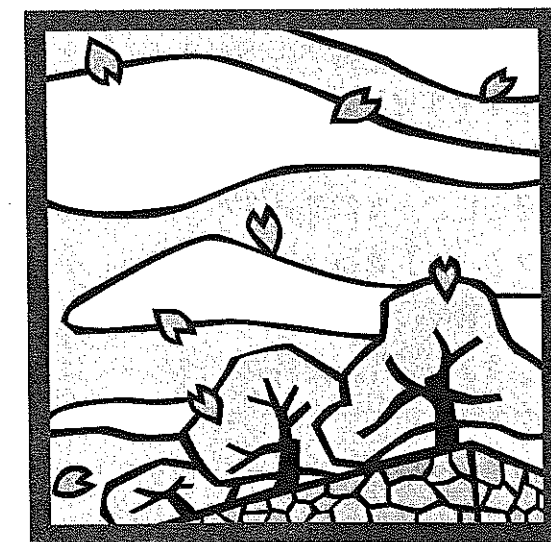
第32条【土地や領域、資源に関する発展の権利と開発プロジェクトへの事前合意】

1. 先住民族は、自らの土地または領域およびその他の資源の開発または使用のための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する。
2. 国家は、特に、鉱物、水または他の資源の開発、利用または採掘に関連して、彼/彼女の土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなる事業の承認にも先立ち、先住民族自身の代表機関を通じ、その自由で情報に基づく合意を得るため、当該先住民族と誠

実に協議かつ協力する。

3. 国家は、そのようないかなる活動についての正当かつ公正な救済のための効果的仕組みを提供し、環境的、経済的、社会的、文化的またはスピリチュアル（霊的、超自然的）な負の影響を軽減するために適切な措置をとる。

宣言の意味 アイヌ民族は、その土地、領域（アイヌモシリ）、資源の利用計画を策定する権利をもっています。日本政府は、アイヌ民族の土地、領域（アイヌモシリ）、他の資源に影響を与える、地下資源、水資源、森林資源などの開発に当たっては、事前の公開性と透明性のある話し合いを通して、合意を取らなければならない、必要な場合には、アイヌ民族やその文化にできるだけ損害を加えないよう正当で公正な救済の仕組みを作らなければなりません。



【自己決定権の行使：第33条～第37条】

第33条【アイデンティティと構成員決定の権利】

1. 先住民族は、自らの慣習および伝統に従って、そのアイデンティティ（帰属意識）もしくは構成員を決定する集団としての権利を有する。このことは、先住民族である個人が、自らの住む国家の市民権を取得する権利を害しない。
2. 先住民族は、自身の手続きに従って、その組織の構造を決定しかつその構成員を選出する権利を有する。

宣言の意味 アイヌ民族は、民族組織の構造および民族集団の構成員を誰にするかを自らの方法で決める権利をもっています。

解説

- 1) この条文は、【第3条】の自己決定権の行使によるものです。
- 2) この条文は、【第35条】の共同体に対する個人の責任の決定とも密接に関わっています。

第34条【慣習と制度を発展させ維持する権利】

先住民族は、国際的に承認された人権基準に従って、自らの組織構造およびその独自の慣習、精神性、伝統、手続き、慣行、および存在する場合には司法制度または慣習を促進し、発展させ、かつ維持する権利を有する。

宣言の意味 アイヌ民族は、国際人権基準に沿ったものであれば、民族独自の価値観に基づいた社会組織や制度を維持、発展させる権利があります。

解説

これまでアイヌ民族自らによって開催あるいは提案されてきた「全国アイヌ語る会」や「アイヌ民族サミット」あるいは「長老会議」などのような組織を維持し、発展させる権利があります。

第35条【共同体に対する個人の責任】

先住民族は、自らの共同体に対する個人の責任を決定する権利を有する。

宣言の意味 アイヌ民族は、民族の構成員に対して、構成員としての義務と責任を決めることができます。

解説

通常の国家が、国民に対して定める権利と義務に関して、アイヌ民族もそうした関係を独自に決めることができます。

第36条【国境を越える権利】

1. 先住民族、特に国境によって分断されている先住民族は、スピリチュアル（霊的、超自然的）、文化的、政治的、経済的および社会的な目的のための活動を含めて、国境を越えて他の民族だけでなく自民族の構成員との接触、関係および協力を維持しかつ発展させる権利を有する。
2. 国家は、先住民族と協議および協力して、この権利の行使を助長し、この権利の実施を確保するための効果的な措置をとる。

宣言の意味 国境によって分断されたアイヌ民族は、国境を越えて自民族や近隣先住民族との友好関係を発展させる権利をもっています。日本政府は、この権利が実現できるよう外交政策を改善しなければなりません。

解説

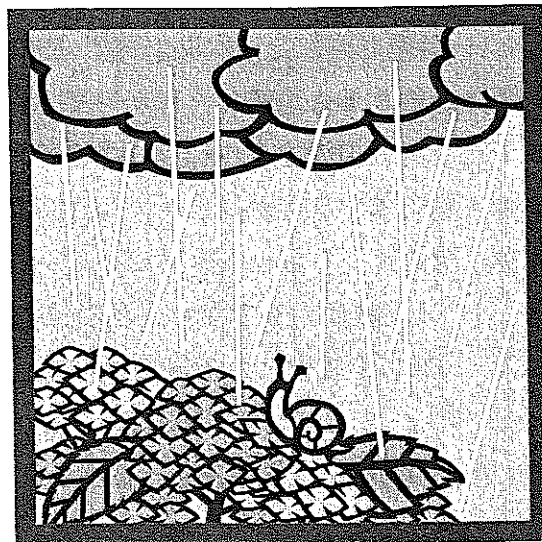
先住民族が、国境によって分断されてきた歴史を反省するとともに、一定の「外交権」を先住民族がもつことを承認しています。

- 1) アイヌ民族は、ロシア（一時期ソ連）と日本によって分断されました。この点、とくにサハリンや千島列島出身のアイヌ民族やその子孫は、南サハリンやいわゆる「北方領土」を含む千島列島との間を自由に往来する権利があります。また、それによって、北サハリンやシベリア、カムチャツカの先住民族と友好関係を発展させる権利もあります。
- 2) 国境を越える権利は、アイヌ民族ばかりでなく、戦後日本に居住するようになったウィルタ民族やニブフ民族にも権利として保障されなければなりません。
- 3) 日本政府は、アイヌ民族、ウィルタ民族、ニブフ民族などが伝統的領域を自由に往来できるようロシア政府との間の出入国手続きを改善しなければなりません。

第37条【条約や協定の遵守と尊重】

1. 先住民族は、国家またはその継承者と締結した条約、協定および他の建設的取決めに承認し、遵守させ、実施させる権利を有し、また国家にそのような条約、協定および他の建設的取決めに遵守し、かつ尊重させる権利を有する。
2. この宣言のいかなる規定も、条約や協定、建設的な取決めに含まれている先住民族の権利を縮小または撤廃するものと解されてはならない。

宣言の意味 アイヌ民族は、締結した文書やそれに準じる取決めに国家に守らせる権利をもっています。権利宣言のいかなる条文によっても、この取決めで保障された権利が縮小されたり、消滅させられたりすることはありません。



【実施と責任：第38条～第42条】

第38条【国家の履行義務と法整備】

国家は、本宣言の目的を遂行するために、先住民族と協議および協力して、立法措置を含む適切な措置をとる。

宣言の意味 この権利宣言に沿ってアイヌ民族と日本政府が協議をした結果は、既存の法律の改正や新たな立法などで対応する義務が日本政府にはあります。

解説

権利宣言は、先住民族と国家の話し合いの結果が立法措置として実現することを期待しています。その理由は、立法措置によってその成果が状況で左右されず、安定的に確保されるからです。

第39条【財政的・技術的援助】

先住民族は、本宣言に掲げる権利の享受のために、国家からおよび国際協力を通じての資金のおよび技術的な援助を利用する権利を有する。

宣言の意味 アイヌ民族には、その先住民族の権利を実現するため、日本政府ばかりでなく、外国や国際機関から援助を受ける権利があります。

解説

- 1) アイヌ民族は、先住民族の権利保障に不慣れな日本政府に国連人権高等弁務官事務所から専門の人権担当官を派遣してもらえるよう要請することができます。
- 2) 外国や国際機関などからさまざまな形の援助を受けることができます。

第40条【権利侵害に対する救済】

先住民族は、国家もしくはその他の主体との紛争および争議の解決のための相互に正当かつ公正な手続きを利用し、迅速な決定を受ける権利を有し、また自らの個人的および集団的権利のすべての侵害に対する効果的な救済を受ける権利を有する。そのような決定には、当該先住民族の慣習、伝統、規則、法制度および国際人権を十分に考慮しなければな

らない。

宣言の意味 アイヌ民族と日本政府などとの間に権利侵害に関する争いが起きた場合には、あいまいな話し合いではなく正当で公正な手続き、時間の引き延ばしではなく迅速な決定で、救済を受ける権利があります。

解説

- 1) 二風谷ダム訴訟のように、裁判を行う場合には、国内法だけでなく、先住民族の慣習や伝統、規則（例えば、チノミシリなどの聖地）などが尊重され、また国際人権法が使用できるよう司法関係者（裁判所、弁護士会など）との話し合いも重要です。とくに、権利宣言が、裁判基準として使えるようになれば、アイヌ民族の共有財産訴訟なども敗訴しないようになるかもしれません。
- 2) 裁判以外の方法で、争議の解決を行うには今度設置が期待される「国家人権委員会」があり、この組織が先住民族の権利を公正に扱うことができるようになるかを注目しなければなりません。
- 3) 人権に関する紛争の解決では、法務省が設置した「人権擁護委員」なども大きな役割を果たします。この「人権擁護委員」が先住民族の権利を保障、伸張できるような制度の確立や人権教育も不可欠です。

第 41 条【国際機関の財政的・技術的援助】

国際連合システムの機関および専門機関ならびにその他の政府間機関は、特に、資金協力および技術援助の動員を通じて、本宣言の条項の完全実現に寄与するものとする。先住民族に影響を及ぼす問題に関して、その参加を確保する方法と手段を確立する。

宣言の意味 国連機関、その専門機関、その他の国際機関は、財政援助や専門家の派遣などの形で、この権利宣言の実現に貢献します。また、自らが関わる問題への先住民族の参加を確保します。

解説

1982年に設置された「国連先住民作業部会（WGIP）」は、国連 NGO の資格のない先住民族団体にも参加を認めました。こうした流れは、「先住民族問題に関する常設フォーラム（PFII）」、「専門家機構」にも認められており、その他にも生物多様性条約の締約国会議など幅広い範囲で参加が認められています。

第 42 条【宣言の実効性のフォローアップ】

国際連合および先住民族問題に関する常設フォーラムを含む国連機関、各国に駐在するものを含めた専門機関ならびに国家は、本宣言の条項の尊重および完全適用を促進し、本宣言のフォローアップ（追跡措置）を行う。

宣言の意味 アイヌ民族に対し、先住民族としての権利保障が進められているかどうかは国連および国連機関（さらに日本政府自ら）が監視や追跡調査を行い、権利の保障を促進します。

解説

- 1) 先住民族問題を専門に扱う国連機関としては「先住民族問題に関する常設フォーラム（PFII）」（ニューヨーク）、「専門家機構」（ジュネーブ）、「先住民族の人権と基本的自由の状況に関する特別報告者」などがあります。
- 2) 一般的な人権機関である「人権理事会」、その「普遍的定期審査（UPR）」、「諮問委員会」などでも先住民族の権利問題を取り扱います。
- 3) 人権条約の監視機関である「規約人権委員会」、「社会権規約委員会」、「人種差別撤廃委員会」、「子どもの権利委員会」などでも先住民族の権利問題を扱います。
- 4) その他を含めて、先住民族の権利問題は、国連機関の中でますます大きな地位を占めています。



【国際法上の性格：第43条～第46条】

第43条【最低基準の原則】

本宣言で認められている権利は、世界の先住民族の生存、尊厳および福利のための最低限度の基準をなす。

宣言の意味 本権利宣言に書かれている権利は、先住民族に最低の基準を認めるもので、アイヌ民族と日本政府との交渉によって、ここに書かれた以上の権利保障がされることを歓迎します。

解説 政府は、権利宣言に書かれた権利の保障に満足することなく、さらに努力することが求められています。

第44条【男女平等】

ここに承認されているすべての権利と自由は、男性と女性の先住民族である個人に等しく保障される。

宣言の意味 先住民族の権利も、男性・女性に等しく保障されます。

第45条【既存または将来の権利の留保】

本宣言中のいかなる規定も、先住民族が現在所有している、もしくは将来取得しうる権利を縮小あるいは消滅させると解釈されてはならない。

宣言の意味 権利宣言に書かれた条文によって、現在保障されている先住民族の権利や将来保障されることがある先住民族の権利が、縮小されたり、消滅させられたりすることはありません。

解説 【第43条】の最低基準の原則を別の言い方で述べたものです。

第46条【主権国家の領土保全と政治的統一、国際人権の尊重】

1. 本宣言のいかなる規定も、いずれかの国家、民族、集団あるいは個人が、国際連合憲章に反する活動に従事したり、またはそのような行為を行う権利を有することを意味するものと解釈されてはならず、もしくは、主権独立国家の領土保全^[注7]または政治的統一を全体的または部分的に、分断しあるいは害するいかなる行為を認めまたは奨励するものと解釈されてはならない。
2. 本宣言で明言された権利の行使にあたっては、すべての者の人権と基本的自由が尊重される。本宣言に定める権利の行使は、法律によって定められかつ国際人権上の義務に従った制限にのみ従う。そのような制限は無差別のものであり、もっぱら他者の権利と自由への相応の承認と尊重を確保する目的であって、民主的な社会の公正かつ最も切実な要求に合致するためだけに厳密に必要なものでなければならない。
3. 本宣言に定められている条項は、正義、民主主義、人権の尊重、平等、非差別、よき統治、および信義誠実の原則に従って解釈される。

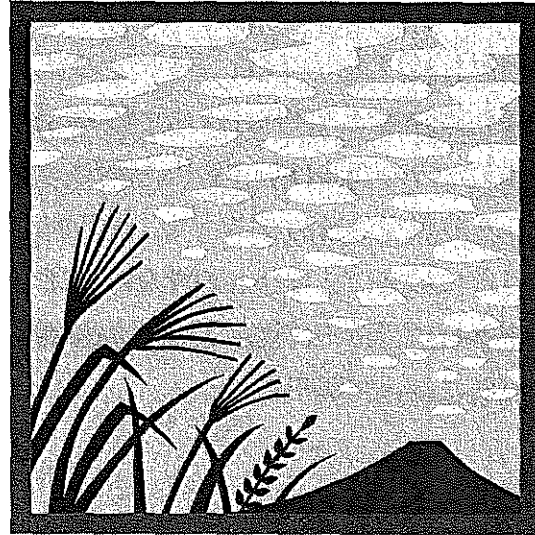
宣言の意味 この宣言の条文は、国連憲章に反する活動の権利を認めたものではなく、主権国家の分断などを奨励するものと解釈してはいけません。また、宣言が定めた権利行使の土台にはすべての個人の人権の尊重があり、その一方でこの権利行使を制限するには、民主主義の下で公正ですべての者の必要な要求に関し、厳格に法律や国際法の規定が必要です。各条文は、正義、民主主義、人権、平等、非差別、よき統治などの原則に従って解釈されます。

解説

- 1) 【第46条】は、権利宣言がむやみに乱用されないよう釘をさすための条文です。
- 2) ただし、政府が権利宣言の条文を制限するためには、先住民族を含むすべての市民に理解できる緊急な必要が存在し、それが国内法や国際法で明確かつ厳密な形になっていることが不可欠です。また、その時、政府も、人権、平等、非差別、よき統治などの原則に従った政治を実現していなければなりません。つまり、そうでない政府は、むやみに権利宣言を制限することができません。

【権利宣言・市民外交センター仮訳 2008年9月21日】

注7 原語は "territorial integrity"。その他の部分では "territory" をすべて「領域」と訳したが、この部分については「領土保全」が日本語訳として定着しているため、「領土」とした。



市民外交センターブックレット3

『アイヌ民族の視点からみた
「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の解説と利用法』

(A Commentary on the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples from the viewpoint of the Ainu people)

2008年10月1日 初版発行

著者：上村英明 (UEMURA, Hideaki)

発行：市民外交センター

(Shimin Gaikou Centre : Citizens' Diplomatic Centre for the Rights of Indigenous Peoples)

〒132-0033 東京都江戸川区東小松川3-35-13-204

(3-35-13-204 Higashi-komatsugawa, Edogawa-ku, Tokyo 132-0033 JAPAN)

Tel/Fax : 03-5662-0906

定価：1000円

(アイヌ民族：無料)